

Title	二〇〇六年度修士論文要旨；二〇〇六年度卒業論文題目
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	2007
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.76, No.1 (2007. 6) ,p.143- 162
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20070600-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古代における境界の場の再構築

久米 舞子

境界とは、あらゆる事物や空間、時間に関する区切りである。人は秩序立った認識のために、世界に自ら境を設けることで対象を把握する。内と外とを分ける境は、その最も基本的なものだ。本稿は「境界の場」から土地の歴史を探り、そこに重層する風景や行為、場に対する認識の諸相を明らかにし、それを再構築する。その発想の視座には、『今昔物語集』を据える。

序章は『今昔』の史料性を論じる。この説話集は院政期の歴史的所産であり、その時代性が強く刻印された書物である。編者は旧体制の担い手と推測され、編纂意図に基づく説話の集積によって、古代律令制の価値観が揺らぐなかでの新たな秩序定立を目指した。そのため『今昔』には、国史に書かれることになかった日常的、庶民的、地方的世界が積極的に記述され、このような歴史をとらえるための史料として非常に有益である。また『今昔』は平安京周辺の地理的場所に対して強い関心を示し、そこに現れる反秩序的存在（霊鬼など）をも自身の論理の

なかで解釈し、位置づけようとする。『今昔』は、境界の場の再構築を通してこの時代を考察する本稿にとって、重要な起点となる史料である。

境界に関する先行研究は、国家の政治的・観念的なその分析に偏向しがちである。これに対し本稿第一章では、日常生活レベルに現象する境界に注目する。ここでは実の成らぬ柿木をめぐる三説話（西坂本、五条道祖神、宇治北）から、境界の場とその土地の性質を象徴し道標となるような樹木が存在することを指摘する。境の樹木は異界と人間世界を分ける標識とされ、祈願の対象ともなる。境界性の現れ方は多様であり、それらを含みこんで境界の場、その風景は形成される。

第二章は長岡宮の故地（寺戸、島坂）を素材に、短い時間軸で中心から境界へと劇的に変化する土地の歴史を描く。京去つてのち交通路が敷かれ、宮域にはチマタが形成される。そこは内と外が接触する境界の場として供給の地となり、神の示現する説話の舞台となる。場所の性質は自然や地形のあり方と、その場への人間の関わりの相互関係のなかで形成される。かつての中心が境界へと転変するのもあり得べき現象である。

平安京羅城門は倒壊してのちにもなぜ史料に記され続けるのか。第三章ではこの問題を問う。羅城門は律令制のコスモロジーを体現する都城の、その象徴として政治的に設定された「つぐられた境界」である。しかしながら一〇世紀後半に顛倒して後は、再建されることがなかった。それでも律令制の理念を奉じる貴族に典型的な者たちは、旧来の秩序が揺らぐ時代であれ

ばこそ都城の枠組みを想起させる羅城門の記憶を必要とした。彼らに言葉で書き継がれることによって、姿なき羅城門は幻視される。一方で同地は四塚の名でも称されるようになり、両者は併存する。この四塚もまた京の内外を分ける境ととらえられた。境界の場は平安京の変容に歩調を合わせるように、その意味づけを変化させる。

本稿では境界の場からその土地に重層する歴史に光を当てて、ことを試みた。ありふれた日常の場所がもつ豊かな歴史を掘り起こし、場所のもつ価値や意味を顕在化させること。歴史と空間に関わる想像力を喚起すること。筆者の関心はそこにある。

日本古代環境史の研究

近藤 建一

六国史には、景雲などの「祥瑞」や日食・地震などの「災異」が数多く記されている。こうした記事について、従来、祥瑞・災異の「思想」に注目した研究や、祥瑞・災異記事の表記から六国史の編纂過程を論じる研究はなされてきたが、日本古代の環境史（人と自然との関係史）を復元するための史料として祥瑞・災異記事が取り上げられることはまれであった。本論文では、日本古代の環境史研究における「史料論」の検討を第一の目的とし、『続日本紀』を中心とする六国史の祥瑞・災異記事について質的・量的分析を行った。

第一章では、「自然現象記録媒体としての六国史の史料性格」を、主に①国史の序文と律令の規定、②『統紀』と『万葉集』の相互比較、③六国史の「記録特性値」の調査、の三点から検討した。その結果、六国史の自然記事には著しい記録の偏り（記録特性の差）が存在し、異なる史料間の相互比較（長いスパンでの通時的比較）を行うのはきわめて困難であることがわかった。

六国史から得られた情報の時系列的分析は難しいわけだが、事象の「通時性」ではなく「周期性」、特に環境史研究においては「季節性」という視角を導入することで、また違った分析が可能になる。第二章では、この「季節性」という指標によって、『続日本紀』の自然記事の量的分析を行った。ここでは、①暦法の差、②災害発生日と記事の日付との時間差、③測定基準による差（「記事数」を基準に集計した場合と、飢饉・疫病のあった「月数」を基準にした場合の差）、④表記の差、⑤地域差、⑥時代差（『統紀』前半と後半の差）の六つの「比較軸」ごとに集計を行い、気候条件の差や標本の大きさの違いによるデータの変動などを考慮しつつ、記事の季節性を検討した。その結果、大風・大雨といった自然現象の記事だけでなく、人間社会の現象である「飢饉」「疫病」記事にも明瞭な季節性を認めることができた。

第三章では、「飢饉」「疫病」記事にこうした季節性の生ずる理由について、栄養状況・農業生産の季節性との関係性に着目し、分析を行った。まず、『統紀』の記事の具体的な記載内容

から、災害の発生↓秋の不作↓春〜夏の米価高騰・飢饉（十疫病）¹⁾という一連のパターンの存在を確認した上で、『正倉院文書』から復元した米価の変動が『続紀』の飢饉記事、稲の収穫期と密接に関係していることを述べた。

また、古代の農業生産の様相の検討を通じ、陽暦五月から七月にかけての「飢饉」記事数の大幅な減少は、陽暦五月過ぎに収穫される麦による栄養状況改善効果に由来する可能性が高いことを示すことができた。ただし、麦の役割は、秋の収穫までの「つなぎ」という位置づけであり、こうした秋作物への依存度の高さが日本の古代社会の構造的な脆弱性なのではないかと考えられる。

本研究では、栄養状況の季節性をもっぱら農業生産の季節性によるものと仮定したが、漁業、狩猟、採集といった生業の問題にも焦点を当て、古代の人々が端境期をどのように生きてきたのかを検討してゆくことが今後の課題である。

中世人の体と心

― 梟首と「死の恥」をめぐる ―

井口 令菜

「首」をめぐる事象については、近年、都市構造、身分制、支配・検断、王権との関わりなど様々な角度からの研究がなされているが、主として梟首となる側の心性について論じられて

いるものが乏しく、既に生命を失った後の「死骸」に施される刑罰であるところの「梟首」が、なぜ罪人への罰になるといえるのかという点についての検証が不十分であった。

死後、その肉体をさらされるのがなぜ「恥」であり「見せしめ」になったのか、中世人にとつてどのような意味を持っていたのか、中世人は何をもって「恥」としたのか。本稿は、「晒す」刑罰に隠された中世人の心性、殊に肉体への意識や生死をめぐる心性の本質を見出すことを目的としたものである。

第一章では、中世前期の軍記・説話に見る「死」と「恥」の考察から、「死の恥」共通項を検討した。軍記・説話・記録類には「死の恥」・「死しての恥」といった言葉が登場する。各史料に共通する点は、①当時の社会において「異常」とされる死、②遺体の存在、③他者の視線、の三点がある。またいずれも平安末期〜鎌倉時代中期（一二、三世紀）に集中しており、この時期に至つて出現した「死」・「恥」観念とも見られることを指摘した。

第二章では、「穢れと視線」をテーマに、主に首の穢れについて考察を行った。首のもたらす「穢」とは、従来の研究でいわれているような「死穢」で良いのかという点、また、中世的「穢れ」とは何かという点である。五体不具穢など、触穢の事例の考察から、首の穢れは「死穢」であるとはいえず、梟首の目的の重点は、「首」にすることよりも、「死の恥」を「晒す」ことにあるとの結論に達した。また、視線の力について、古事記の黄泉国探訪説話や軍記・絵巻の考察から「穢れ」と「恥」、

「穢れ」と「異常」との相関性を見出した。「穢れ」にとりつかれた者は他者の視線にさらされることによって「穢れ」た状態からの脱却を阻止される。視線には本来の「見顕す」という作用の他に「穢れ」などを対象物に封じ込めたり、対象物を縛り付けたりする力をもっていた。最後に、見せしめとしての梟首と、「首」を見るところという行為の諸相と意味、見る側・見られる側の心理について、「見せしめ」たるために存在しなければならぬ恐怖は何であったのかを検討した。撰関家・天皇家・一般貴族・民衆の首見物の史料から、一方で見ることの禁忌があり、また一方で見ることの必要性があったこと、さらに中世を通じて、「見られる」ことの「恥」、「見る」ことの持つ力（視線の持つ拘束性・侵犯性といったような）、視線の重要性が存在していたことが明らかとなった。

第三章では、仏教と穢れについての考察を行った。往生思想の隆盛によって、日本古来の穢思想と仏教が、（主に仏教の「貶めて救う」という信者獲得のための煽動によって）強力に結びつき、穢れや非人への不浄視・差別が強化されたこと、そうした意識の形成には、しばしば他者の視線が利用されたことを指摘した。目に見えるものは可視的であるがゆえに差別の強化がしやすく、他者の視線は見られる者自身の視線の代弁でもあった。またそこには「見られる」ことによって新たな下位の階層秩序に位置づけられてしまうという恐怖が内在する。このことは人々の「死の恥」の恐怖を煽るとともにその「恥」意識も強大なものとなり、次第に凡下や非人といったより下層な階

級にまで浸透していった。やがて、律令制貴族社会の衰退と武家の台頭、在地の活性化により、一般と被差別者との関係の変化が訪れ、「穢れ」は単なる身分秩序の構成原理へとその存在意義を変えていくのであるが、中世前期においては異常であることそのものが「罪」なのであり、異常死自体が業の表現とされていた。そこに、仏教における業病観が浸透し、身体的欠如 \parallel 社会的欠如（そこに発生する穢れの定着 \downarrow 視線による）としての構図が構築されたのである。

本稿において主題とした一・二・三世紀は、社会的に不安定で、身分の流動的な時代であるからこそ、「穢れ」にたいする「恥」意識は強くあらわれた。殊に武士という新しい身分の誕生・定着過程において、不安定な身分を権威づける際の手段としても顕著にあらわれていたといえる。

中世成立期、日本古来の「穢」思想・民間信仰と巧みに融合した浄土思想の浸透によって、本来的には「祓え」るものであった「穢」は「穢れ（ \parallel 去り難きもの）」と認識されることとなり、いわば永続的ともいえる穢れを身に背負うとして蔑視の対象となる人々を排出していった。そうした様々な立場の人々が「非人」として収斂されていった時代、その身分的制約は支配階層による社会的規定の付与によって強化され、そこに「身分」の固定化が生じた。やがて職能民化が進むと、新たな差別意識が生じるとともに身分秩序の再編成が起こってくる。「身分」の流動性はなくなり、突然の「転落」への恐怖も希薄化するのである。そうした観念を規定する背景には、いつも「視

線」が意識されていた。「穢れ」は本来、それを意識する者の内に存在し、自在にその形を変えたのである。梟首という、死骸を晒すこの特殊な刑罰は、このような時代の流れを背景としていけば必然的に、確立するべくして確立した「極刑」の極みであった。

以上、梟首を素材とし、中世前期特有の「恥」、とくに身体感覚につながった「恥」を明らかにすることで、中世の人々の意識を探り、死骸を晒す刑罰の有効性を論じたものである。

中世成立期の荘園制と在地構造

—寺領荘園を中心に—

小野 貴士

本修士論文では、中世成立期における制度としての荘園制と在地社会の関係性について論じた。荘園制の成立については従来言われてきた様に、寄進によって行われるものであるという見解から、近年は京都の権門が積極的に設定してゆく「立荘」という行為にその淵源を見出す見解が多くなってきている。しかし近年の議論は、在地社会における具体相を示すことが出来ていないため、本論文ではその点を含めた論理の構築を目指した。

第一章では、一一世紀半ばの東大寺領美濃国大井・茜部荘が、中世的な荘園へ転化する過程とその内実に迫った。当該期、東

大寺内部では組織の再編成が行われ、それに合わせて大井・茜部荘も中世的な荘園へと転化される。この際東大寺は諸権益を獲得するのだが、それは別当と朝廷の間で取り決められたものであり、在地に影響力を持つ国司は交渉の場から排除されていた。そのため国司による荘園侵略はその後、留まることはなかったのである。ここでは荘園制の編成と領主である東大寺の寺内の問題を関連づけて論じたこと、近年の荘園制成立論で注目されている立荘における国司の役割を否定したことが成果としてあげられる。

第二章においては、一一世紀半ばから一二世紀初頭にかけての東寺領丹波国大山荘について第一章と同様に、中世的な荘園への転化過程とその経営形態に迫った。東寺は一一世紀半ばに東大寺と同様の国司を排除した長者と朝廷の間での取り決めによって、荘園支配を進めようとしたものの、その経営を継続させることが出来なかつた。そこで一一世紀末以降の院政期に入ってから、院をとりまく人的関係を通じて長者と有力貴族や国司との間で合意形成を果たし、その協力を得ることで領域支配の形成を進めていったのである。またその経営形態は、本来的には在地の公領支配組織に依拠することで得分を収取するというものであったが、一二世紀初頭に不入権を獲得し、領域支配形成に協力した国司の家政機関にその経営を移譲したことにより、一変して積極的にその経営に関心を持つようになった。一方で経営を任された国司は、当荘からの得分収取を確実なものとするため、在地に対してある程度影響力を持つ領主的存在に

莊務を請負わせたのである。ここでは寺領莊園特有の問題や政治的背景の影響を明らかにしたこと、実際の莊園経営に当たっては、在地に影響力のある在地勢力が不可欠であることを示したことが成果としてあげられる。

第三章においては、一一世紀末から一二世紀初頭にかけての美濃国と美濃源氏を題材に、莊園領主による領域支配を実現するところの在地勢力と地域社会の関係について論じた。在地勢力は院周辺のコミュニティーを元に、在地の職を獲得する。そしてその職を元に在地に入っていく、自らに与えられた領域を超えた地域社会に影響力を拡大し、交通・流通ルートを把握することで、地域の公共的役割を担ってゆくことになるのである。ここでは、第二章で指摘した在地勢力の存在形態を明らかにし、近年の議論に欠けていた莊園経営の具体相や在地勢力にとっての職の意味などを示したことに成果がある。

以上の様に修士論文では、近年の莊園制成立史研究に欠けている点を指摘し、批判的に継承した論理が展開出来たのではないかと考えている。

中世天皇の親族関係をめぐる制度と政治

工藤 浩台

中世公家社会においては天皇の父に治天、天皇の母に国母という特権的地位がそれぞれ用意されていた。これらの地位は天

皇を構成員として包含する王家の内部秩序がそのまま公家社会に表出した結果であり、天皇の「父であること」「母であること」が社会的地位に直結したシステムとしても認識し得るものである。しかし中世における「父」「母」の存在は唯一・自明ではない。なぜならば中世天皇の半数以上には何らかの形で擬制的親子関係が設定されており、一人の天皇に対して同時に複数名の「父」あるいは「母」が併存する状況は頻繁に見られるからである。本来であれば彼我の血縁的距離によって唯一・自明であるはずの親子関係が、擬制という人為的設定によって相対化され、単に「父」「母」と言っても、どの（どちらの）「父」あるいは「母」を指すのかは必ずしも明らかではなくなってしまうのである。

そこで本修士論文では治天や国母などの特権的地位に在る根拠であるところの天皇との親子関係について、擬制的親子関係の実質性に考察の重点を置き検討した。

まず第一章では天皇の母子関係について考察を行い、擬制された母である准母が国母の地位に在り得たこと、また生母と准母が併存する状況にあって、生母ではなく准母のほうが国母の地位に在った事例が複数確認されたことなどから、現行の天皇母研究における所与の前提としての「国母＝天皇生母」という定義の有効性に疑問を呈した。その上で院政期初頭に成立した准母制は王家の家長たる院の常態化という事態に対応した不可分の性質を有していると推測し、そのため准母の存在自体、家長たる院によって設定され、その院によって担保され得たので

あつたと結論づけた。

第二章においては天皇の父子関係について、血縁と擬制の論理が対立した顕著な事例である後花園天皇の父子関係を具体的考察対象として検討を行った。天皇の「父」が死去した際には「子」たる天皇の服喪・心喪期間である諒闇が設定されるが、擬制父後小松院の死去に対する諒闇適用の可否をめぐる公武首脳の議論を検討した結果、諒闇適用の論理には血縁を重視しつつも、擬制を排除することもできないというダブルスタンダードが存したことを明らかにした。これは皇位継承という「相続」の来歴が改変不能の性質を帯びていたためであり、ゆえにそのことが血縁に対する擬制の優越を時に惹起する要因ともなり得たのであると推測した。このことは言い換えれば、血縁が絶対的意味を有する「氏」の論理と、血縁には必ずしも拘らな「家」の相続原理とのせめぎ合いの様相を呈していると解釈が可能である。ただし王家の場合、天皇の父に擬制されるべき人物の範囲が結果的に「氏」的集合体の枠内から逸脱することはなかったことも併せて指摘した。

これまでの親族関係論においては「血縁Ⅱ実質」「擬制Ⅱ形式」という図式によって親子関係に関する事象が処理される場合が多かったように思われるが、本修士論文において指摘したように、血縁に対して擬制が優越する場合があるという事実を踏まえ、擬制的親子・親族関係の実質性・実効性が実態に即した形で、改めて慎重に検討されるべきであろう。

近世中期幕藩体制下における治水事業

—大井川御普請を事例として—

長谷川昌代

本稿は、遠州大井川における治水事業についての検討を通じて、近世中期慢性的な財政難の中で幕府が治水工事業をいかに削減しようとしたかを明らかにしようとしたものである。これまでは、関東や畿内の事例からの研究が中心であったため、他の地方であり「越すに越されぬ大井川」と名高い大井川の事例から江戸幕府の治水政策を検討した。

第一章では、幕府の治水対策や制度を概観した。幕府の直轄領は中期以降増えることはなく、そこから効率よく収入を得るために幕府は代官所機構や勘定所機構を改編した。これによって、勘定所内には御普請方（御普請役）という治水専門職が出来、勘定所の下、直轄領内の大河川の管理が可能となった。臨時の災害に対する工事には、大名の助力による手伝普請、賦課対象国に工事業費を割り当てる国役普請、幕府が全工事業費を負担する公儀普請が行われ、場合によってそれらを組み合わせで行った。

第二章では、臨時の災害に対する工事の中から、元文元年の大井川手伝普請を事例に大井川の特徴と工事内容を検討した。大井川下流の弁天山が洪水の原因と分析した御普請方役人は、

堤防修復工事と共に流路変更工事を計画したが、莫大な工事費をどう捻出するかが問題となった。流路変更工事費のほとんどは人足賃であり、その人足賃を手伝い藩が負担する手伝普請が最も都合の良い仕法と言える。これまで中断していた手伝普請がこの工事から再開されたのは、こうした背景があったと指摘した。

第三章では、二章で検討した手伝普請における手伝い藩の動きと、大井川における通常の治水体制について検討した。元文元年に手伝普請を行った盛岡藩は、現地へ大勢の家臣を派遣し、その経費や工事の人足賃は盛岡藩が家中からの借上げや町人に融通させた借金によって賄われた。一方、享保期、幕府主導により大井川流域に水防組合が結成されて管理体制が整ったが、それは河川管理費や工事費の増加を意味した。幕府は「大井川通村役金・貸付金制度」を制定し、さらに国役普請と合体させることで流域の村々から周辺の国にまで費用を負担させることよって、財政難の中で高額な治水工事を遂行することを可能にした。

以上の検討の結果、幕府は手伝普請や国役普請、村役を応用した水防役という従来の仕法では大井川の治水費用を十分に削減することはできず、新たに「大井川通村役金・貸付金制度」によって治水費用を大井川流域の村々から徴収しようとしたが、ここで貸付金という手法が用いられたことは、従来の幕府の徴税体系の限界を示すことを指摘した。年貢による増税が頭打ちとなった元文延享期以降、享保期から始まった幕府による公金

貸付は、幕府財政を支える重要な柱の一つへと昇格していった。「大井川通村役金・貸付金制度」は、その先鞭をつけたという結論を述べた。

季御読経における引茶と『喫茶養生記』の成立

三宅 理将

本稿では『喫茶養生記』の成立について、引茶・喫茶法の再定義・点茶法の請来という三点を軸に考察を行った。

第一章では引茶の考察を中心に、栄西以前における喫茶の普及・存続状況について検討を加えた。まず『藏人式』逸文・諸古記録・儀式書の検討を通じて、一一世紀前半期（あるいは中期）までは『藏人式』に載る故実が実践され、一一世紀後半期以降は勧修寺流儀式書に載る故実が定着化していくという、儀式次第の変遷を体系的に把握した。次に一二世紀前半期以降においては、『年中行事巨細』（東山御文庫所藏史料・勅封一四四―一七）の検討を通じて、引茶の故実が藏人の作法を詳述する古記録・儀式書においてようやく記載される程度の故実であると理解し、当該期においても途絶することなく実践されていたと結論付けた。これにより、『喫茶養生記』に喫茶の再請来という画期が求められないことを改めて示した。

第二章では、喫茶法概念の再定義・成尋『参天台五台山記』の検討を行った。まず先行研究において示された喫茶法の分類

を研究史上に沿いながら整理し、茶の飲用方法に焦点を当てる形で煮茶法―庵茶法―点茶法という三種の喫茶法概念を提示した。そのうち、従来点茶法として理解されていた喫茶法については、「蓋内の抹茶に、茶匙・茶筴等で撃拂を加える喫茶法」があることを前提に、単に茶を入れる意味で「点茶」の語が用いられていることを明らかにし、同語のみではいわずに点茶法を表していないことを証明した。この理解を受けて『參天台五台山記』中の諸語句の用例を再検討し、成尋が経験した喫茶は、禅院茶礼に範を置いた喫茶・喫湯と類似したものであることを示した。ここで清規中に載る湯礼の飲用方法から、喫茶についても煮茶法によるものであったと想定した。これにより、成尋の事跡として点茶法が請来される契機はなかったと理解できる。

第三章では、平安時代中・後期における喫茶法と『喫茶養生記』の成立背景について検討を行った。先行研究では成尋等の事跡に頼らずとも、点茶法は大陸文化の移入と共に自然と日本に伝わったとする。しかし従来、点茶法の初見として取り上げられていた『山槐記』の記述は、『蓬萊抄』『雲図抄』等を勘案すれば、甘葛煎・茶を喫する直前に交ぜられるという煮茶法の派生形とも言える喫茶法であり、『喫茶養生記』の成立にこそ点茶法請来の画期を見出すことができる。また同書の著述形態・栄西が述べる茶の性格を考察すると、茶は特に貢進・下賜すべきものとして認識されており、宋代の茶との類似性を勘案することで、『喫茶養生記』は後鳥羽院のために著されたと理解した。栄西と後鳥羽院との関係は、茶に関する知識の請来・

祈雨の法といった成尋の事跡と重なる部分が多く、栄西は成尋と神宗の関係を自身と後鳥羽院との関係に反映しようと試みたと想定した。その目的は栄西の前後の活動を考えれば、成尋が神宗より賜った存生中の大師宣下にあり、『喫茶養生記』の著述も一連の活動上に捉えられると結論付けた。

〔東洋史学専攻〕

中国古代の「殺される王」について

―上博楚簡「東大王泊旱」を中心に―

島田 翔太

J・G・フレイザーはかつて人類学の立場から、古代社会における巫祝王の存在を指摘した。巫祝王は自然現象をはじめとして、社会の運行全てに責任を負い、その責任を果たせないとき、「殺される」宿命を負っていた。中国の鄭振鐸はこれを承けて、中国歴代の帝王たちが、巫祝王としての側面を強く帯びていたことを指摘した。その後、こうした観点からの研究は十分に継承されてこなかったが、近年発見された出土史料で、戦国時代の成立とされる上博楚簡「東大王泊旱」には、早魃の責任をとって自ら犠牲になろうとする王の姿が描かれている。中国古代の君主のシャーマニスティックな側面を明らかにするために、本稿ではこの新出史料について基礎的な解釈を施したう

えで、歴史民俗学的な立場から分析を行った。

分析にあたって、まず楚王が行った「脩郊」という行為に着目した。これは旱魃を除き、雨を降らせ、作物を実らせるために行われたものである。「脩（おさめる）」とは物事があるべき状態に復すことであるが、私はこの「脩」の対象として「穢（けがれ）」を措定しようと考えた。「穢」は作物の実りを阻害する雑草が繁茂する状態である。さらに、この「穢」の対概念として、作物を実らせ、民を養う力という意味における「徳」という語を位置づけた。そのうえで、「脩郊」とは上帝との接触の場である「郊」において「穢」れた「徳」を「脩」め、それを四方に向けて發揮する行為である、という解釈を導いた。

楚王にこの「脩郊」を行うよう促したのは「大宰」と呼ばれる人物であったが、「大宰」とは巫祝を統括し、神事を管掌する職掌であり、楚においては令尹につぐような地位にあった。こうした人物を通して王の巫祝としての力を強調する「東大王泊旱」が、巫俗の遺風を比較的強くとどめるとされた楚の地において作られたのは、自然なことであつたと言える。また、戦国期において、こうした巫俗と王権の結びつきを明示する逸話が語られていたことは、中国古代の王権の性格を考える上で、非常に重要な事実である。

このように、中国古代の君主は巫祝としての力を期待されており、その力は「徳」という語で表現された。こうしたシャー머니スティックな力としての「徳」、あるいは「穢」の対立概念としての「徳」という観点から、今後、古代史の史料を読み

直すことが必要である。

十五・十六世紀ダマスクスにおけるアーリムの形成過程

—イブン・トゥールーンの自伝に基づく一考察—

苗村 卓哉

イブン・トゥールーンは一五・一六世紀のダマスクスで活躍したアーリムであり、年代記・地誌などの多数の著作があることと知られている。

本論文は、彼の自伝を主要史料として用いて、彼がアーリムとして成長し、ウラマー社会の中で地位を確立していく過程を明らかにしようとする試みである。

第一章では、彼の自伝の史料的な性格について論じた。彼の自伝の最大の特徴は、学歴・職歴・著作というイスラームの伝記記述における定型情報に焦点を絞った記述を行い、客観的な材料を用いて自分の学識や正統性を示そうと試みている点にある。

第二章では、彼の誕生から準備教育（初等教育・中等教育）の段階までを論じた。彼が受けたマクタブでの初等教育は、他の史料が指摘しているダマスクスに特徴的な教育方法（読み書き学習とコーラン学習の分離など）との共通点が多い。一方、中等教育の段階では「アルド」と呼称される行為についての記

述が大きなウエイトを占めている。アルドとは、学生（十代前半の事例が多い）が、暗記した学習テキストを学者達の前で暗唱する行為であり、しばしば発表に立ち会った学者達が発表を行った学生に対して、能力を保証する証書を書いた。彼の自伝からも、アルドが師弟間のコネクションの獲得に大きな役割を果たしたことがわかる。また、彼の行ったアルドのうちの一つは、ダマスクスの有力ウラマーが一堂に会して行われているものもあり、集団的な認知行為が行われていたこともわかる。

第三章では、イブン・トゥールーンの学問修得と、マンサブ（宗教・教育上の職）の獲得と、イジャーザ（許可・免状）の取得という三つの問題について論じた。学問の修得における師弟関係と、マンサブの獲得における継承関係には、重なる部分も多いが、相違点も多い。学問の修得は、法学・法源学を除けば、法学派に関わらない幅広い師弟関係を持っていた。一方、マンサブの継承は、そのマンサブの職掌が法学派と直接関係しない場合であっても、同一の法学派に属する集団の中でやり取りが行われており、党派意識がマンサブの継承に決定的な役割を果たしていたことがわかる。

社会的な視点に基づき、名士伝記集などの情報を収集・分析し、ウラマー全体の傾向を明らかにしようとした研究が、近年盛んであるが、アーリムについての個人研究は、それらの成果を検証する有効な手段である。年代記などを用いてイブン・トゥールーンについてより詳細な情報を集めていくことを今後の課題としたい。

後期マムルーク朝社会におけるワーイズ

―サハーウィー『輝く光』を中心に―

塚田絵里奈

中世（一〇〜一五世紀）イスラーム社会における説教及び説教師の重要性については、すでに数々の論考が記されているが、その多くはウラマー研究の一環としてなされた概説的、通史的なものであり、あまりに広範な時代と地域を考察対象としている。同時に、民間説教をめぐるウラマー間の論争書が中心史料として用いられ、「正統」イスラームからの民間説教師の「逸脱」的側面が強調されるなど、「保守的ウラマー対民間説教師」という二項対立的枠組みが無批判に踏襲されている。さらに、マムルーク朝後期（一三八二〜一五一七年）に活躍した民間説教師個人に焦点を当てた研究は全くなされておらず、彼らの実態をめぐる議論は深まっていはいえない。

そこで、本稿では民間説教師の一形態である、「ワーイズ」と呼ばれた人々に着目し、マムルーク朝後期における複数のワーイズの伝記を通じた総合的考察と、ワーイズ個人に焦点を当てた事例研究を行うことにより、彼らの実像と後期マムルーク朝社会像の一端を解明することを試みた。

まず、最新の研究動向を踏まえた上で、イスラーム史における説教師の役割と彼らの定義をめぐる諸問題について論じた後、

イブン・アル・ジャウズイー(一一一六―一二〇一年)の唱えた「説教論」から中世における民間説教の方法論を探り、説教師と支配層、民衆、ウラマーとの関係をそれぞれ概観した。次に、サハーウィー(一四二七―一四九七年)の記したヒジュラ暦九世紀―一五世紀の名士伝記集である『九世紀の人々の輝く光』に収録された伝記記述からワイイズの事例を抽出し、彼らの多様な知的背景や活動内容を明らかにした。また、ワイイズと「家系」という観点から、一四世紀後半から一五世紀にかけて優れたワイイズを輩出したハマウィー家に焦点を当て、彼らの具体像を提示しつつ、ウラマー名家としてのハマウィー家における職の継承、ワイイズの経済的背景などの側面から考察を行なった。最後に、一五世紀に活躍したワイイズ、アブー・アル・アッバース・アル・クドゥスイー(一四六六年没)に着目し、人気説教師の人物像に迫ると同時に、エルサレムのウラマー名家であるジャマーア家との抗争や、メッカのウラマーによる訴訟事件の経緯を詳述した。

その結果、以下の諸点が明らかとなった。まず、伝記集史料に現れるワイイズの多くは、先行研究において強調されるような、「正統」なイスラーム的知識から「逸脱」した存在では決してなく、「正統」とされた教育課程を経た上で幅広い知識の伝達に貢献した知識人であった。また、敵対するウラマーによる「統制」や「衝突」を経験したワイイズの事例も複数確認されたが、それらの事例はむしろ党派抗争や権益の確保といった、ウラマー間の権力闘争の一環として理解すべきものであった。

支配層による後援を得て、巨額の富を築いたワイイズも存在したが、聴衆からの喜捨によって生計を立て、清貧に努める者もあった。非アラブ圏の出身者、視覚障害者、女性、スーフイー、商人らが民間説教を担っていたことも判明した。そして、一五世紀を代表するワイイズのライフヒストリーを再構成することにより、当該時期における司法制度やマムルーク朝によるメッカ支配の実態、ウラマー間の抗争、地方有力者による「執り成し」といった後期マムルーク朝社会の諸局面に迫りえたことも、本稿の収穫であると考えている。

イラン立憲革命とモジャーヘダーン

爲永 憲司

近代イランの思想家・歴史家であったアフマド・キヤスラヴィーの『イラン立憲制史』を主要史料として、イラン立憲革命におけるタブリーズのモジャーヘダーンの役割を考察した。モジャーヘダーンとは、第一次立憲制期にタブリーズの社会民主主義組織「秘密中央委員会」によって組織され、モハンマド・アリー・シャヤーによる議会の砲撃に始まる小専制期においてタブリーズ武装蜂起を担い、第二次立憲制の回復を惹起した軍事勢力である。

本論文では、まず、彼らが都市の小売商人や職人層を中心に結成され、イスラーム的宗教感情と「ジャヴァーン・マルデイ

「というイラン社会の伝統的徳目を精神的紐帯としていたことを明らかにした。

第一次立憲制期、彼らはタブリーズで本格化した軍事訓練によって大幅に人員を拡大したが、大勢のルーティー（任侠無頼の徒）が参加したために秘密中央委員会の影響力が及ばなくなり、街区間対立や宗派対立といった都市社会の伝統的な対立要素が持ち込まれたという事実を指摘した。

モジャーヘダーンと王政派の戦闘に重点が置かれてきたタブリーズ蜂起については、北部のガラ・ダーギー部族及び西部のクルド系諸部族の動向を考察することで、蜂起に対する部族の影響を明らかにした。同時に、蜂起がモジャーヘダーンに代表される都市民及び農民と部族民の対立であったという視点から、民衆レベルでは生命や財産を守るための現実的な要請に基づいて革命運動が展開されたという側面を提示した。

タブリーズ蜂起をさらに多角的に考察するために、北西の都市ホイにおける革命運動を分析し、それがコーカサスの社会民主主義組織、周辺部族、アルメニア、グルジア、オスマン朝からの義勇兵といった様々な勢力とタブリーズから派遣されたモジャーヘダーンの共闘であったという事実を指摘した。一方、タブリーズ市内においてはモジャーヘダーンが治安の維持や外人の保護に積極的役割を果たしたが、蜂起の後半には彼ら自身から略奪や暴行が発生し、民衆の離反を招いたことを明らかにした。こうした状況は、蜂起終焉後に革命の主導権を握れずにモジャーヘダーンが武装解除された要因であった。

〔西洋史学専攻〕

エリザベス朝イングランドにおける「助言」

—ジョン・スタッブズの『亡国論』と「活動的生活」—

山根 明大

一五七九年十一月三日、エリザベス一世とフランス王弟アンジュー公の結婚に反対するパンフレット（以下、『亡国論』と称する）を出版したジョン・スタッブズ (John Stubbs) は、裁判の末、民衆を扇動した廉で右手を切断された。本稿では、この『亡国論』におけるスタッブズの「助言 (counsel)」そのものと「助言の概念」を取り上げることにより、『亡国論』が当時イングランドの政治的現実に向き合った「活動的生活」の著作であったかどうかを考察した。

第一章では、スタッブズの生涯を簡潔に記すとともに、「活動的生活」と「公共圏」について概観した。一六世紀後半になると、イングランドの宮廷社会において「活動的生活」の価値の相対的な低下が見られるようになったが、この時期のイングランド人は宮廷に加え、萌芽的な「公共圏」を通じて「活動的生活」の実践を試みた。勿論、「ハーバーマスの「公共圏」とは異なり、一六世紀のイングランド人は印刷物や手稿、あるいは演劇・説教・ゴシップなどを用い、政治的情報の伝達と宮廷政治に対する批判・風刺を行ったのである。

第二章では、アンジュー公との結婚に対するイングランド宮廷内の「助言」を考慮しつつ、『亡国論』におけるスタッブズの「助言」について考察した。この時期のイングランド宮廷では、「婚姻外交」を巡り、結婚擁護派と結婚反対派が激しい議論を交わしていたのだが、特に女王の結婚・後継問題あるいはイングランドの対外・宗教問題などが争点となった。そしてスタッブズは、これらの争点を考慮しながら、徹底的にこの結婚計画を批判したのだった。

第三章では、エリザベス期イングランドにおける「助言の概念」を概観した上で、スタッブズと宮廷内の「助言の概念」を比較した。ジョン・エイルマらは（男性による）「助言」が女性の君主政の重要な要素であることを指摘したが、彼らはただ枢密院と議会にのみ「助言」の正当性を認めた。一方、スタッブズは「私的な市民 (private citizens)」にも「助言」を行う権利を認めようとし、特に「忠誠」という観点から、自らの「助言」を正当化しようとした。一方エリザベスは、一五七九年九月二七日に国王布告を發布し、『亡国論』を中傷と反逆の文書として厳しく糾弾した。特にこの布告によると、スタッブズは女王により、「助言」を行うための「官職」を付与されていなかったのである。

本稿の結論として、まず『亡国論』は「婚姻外交」とう当時のイングランドの政治的現実と向き合った著作であり、全体としてスタッブズの「活動的生活」を示すものであった。また『亡国論』とそれを糾弾した国王布告は、エリザベス朝イング

ランドに萌芽的な「公共圏」が存在し、そこでスタッブズのような宮廷から疎外された者たちが「活動的生活」を展開していた可能性を示唆している。更に『亡国論』と国王布告を考察する限り、「宮廷」における「助言」は「顧問官 (councilor)」によるものであり、萌芽的な「公共圏」における「助言」は「言者 (counselor)」によるものであった。

〔民族学考古学専攻〕

縄文時代前期における古鶴見湾岸域の貝類・魚類資源利用

— 貝塚出土動物遺存体の検討 —

吉永亜紀子

縄文時代前期を最盛期とする海進は、沿岸浅海域と干潟の拡大という海浜環境の変化をもたらした。当時縄文人が湾岸に産する資源を盛んに利用していたことは、数多形成された貝塚の存在によって確認できる。もともと、一口に貝塚といっても、その有様は時期や地域によって必ずしも一様でない。

古鶴見湾岸域は、縄文時代前期に内湾が発達し、関東地方にあって特に多くの貝塚が残された地域として知られる。古くより先学達の注目を集めてきた同地域では、近年、再開発に伴い貝塚の緊急発掘調査が相次いで実施された。また、幸にも筆

者は、それらの貝塚の出土動物遺体群を自ら水洗選別し、内容を定量的に把握する機会に恵まれた。

そこで、本論では、それらのデータも踏まえ、縄文時代前期、古鶴見湾岸域における貝類・魚類資源利用の有様について、改めて動物考古学的検討を試みた。縄文時代前期を土器型式別七時期に区分した上で、海浜環境、貝塚を含む遺跡群の分布、定性的記述も含めた各貝塚出土貝類・魚類遺存体の内容の有様を比較した。その結果、縄文時代前期を通して安定した海浜環境を背景とするにもかかわらず、特に花積下層式期、黒浜式・諸磯a式期、諸磯b式期を画期として、遺跡群の分布と立地、貝類・魚類資源利用のあり方が大きく異なっていたことが明らかとなった。このことは、縄文時代における貝塚の消長や、水産資源利用の変遷が、環境決定論だけで説明し得ない現象であることを示唆してくれる。

興味深いことに、花積下層式期、黒浜式・諸磯a式期、諸磯b式期では、出土魚類・貝類遺体に限らず、様々な文化事象に顕著な相違がみられることが、数多の先行研究によって指摘されている。今後、各期の居住様式や集落構造、陸域での生業活動等を総合的に勘案し、古鶴見湾岸域における縄文文化集団の動態をより詳細に読み解きたいと考えている。

縄文時代における剥片石器石材選択

—北海道南西部を中心に—

矢島 祐介

本論の主題は縄文時代の人々はどのような石材を剥片石器素材として好んで用いたのか、である。これまでの縄文時代石材研究は石材の移動・流通に関する研究が主流で、その背景にある石材の選択に関する研究は低調であった。本論は石材選択を明らかにし、その成果を基に移動・流通論に関しても検討を行った。

分析の軸は黒曜石と頁岩の比較である。黒曜石は原産地推定が可能な石材であるのに対して、頁岩は原産地推定が困難な石材である。このような特徴の相違から両者は異なる研究史を持っている。個別に行われてきたふたつの石材の研究史を整理し課題を設定した。

課題にあわせて二つの石材を産出する北海道南西部を分析対象地域とした。該当地域における縄文時代遺跡の剥片・製品・各器種における石材比を調べた。分析から、当時の石材選択には、遺跡ごとに異なる石材の入手難易による影響（石材の獲得効率）と、器種ごとの用途と石材の物理的性質による影響（石材の使用効率）があることを明らかにし、その二つの効率のどちらを重視するかは器種ごとに異なっていることを指摘した。

また、ある器種に用いられる石材が一石材、一産地に偏らない傾向を指摘し、縄文時代の剥片石器石材の流通のあり方が、ひとつの石材産地と密接な関係性を持つことで、強固で安定した需給体制を築くのではなく、複数の石材産地との関係性と、獲得と使用という二つの効率のバランスの上で安定した石材獲得を実現していたことを指摘した。

二〇〇六年度卒業論文題目

〔日本史学専攻〕

日本古代における神宝

内納 理恵

日本古代における赤

佐々木祐子

日本古代の相撲

北田 正樹

顕宗・仁賢天皇即位伝承の史実性について

藤田 裕介

隼人―中央政権との関係、その実像―

川邊 尚子

古代天皇權威の確立

丸本美沙代

古代律令制下の国家における医療

高橋 沙織

七―八世紀の大学寮について

井上 祐介

八世紀の律令国家における郡司の性格

田上 祥太

長屋王とその邸宅―「長屋王家木簡」からみえるその姿―

田村 仁乃

東大寺献物帳考

盛 智子

奈良時代の銭の流通に関する一考察

高野 睦史

藤原薬子についての一考察

鳴津 春香

平安期の古文書学―非所管間文書、牒・移・帖に見られる

喜多 泰史

〔術〕―

古代・中世における双六のもつ意味

森口 七星

貴族と母・遊女

山内 壮

盆における墓参の定着変遷

井手 浩介

戦国期上野国地域権力に関する考察―長野氏を中心に―

鉄砲伝来に係る論争

斎藤 啓祐

戦前期北セレベス・ミナハサ地方における日本人出稼ぎ移民

山田雄一郎

—カツオ・マグロ漁の漁業移民を中心に— 岡田健太郎

不干斎ハビアンのカリスト教理解について

橋本 智弘

山村が観光地化した背景—長野県下高井郡山ノ内町の事例—

伊藤仁斎の「人情」に即した教え

金本 和真

武野 翔

ケンペルと鎖国思想の変遷について

塩野 真道

「人工人間コモ」の登場にみる一九六〇年沖縄における「子ども」の台頭

福岡藩における享保の飢饉の対策と餓死者数の検討

佐々木文隆

なぜ「新聞の盲腸」は青年マンガ誌に移植されたのか

オランダ人と遊女の交際形態の変化と恋愛結婚の発生について

濱村 奈々

本間 利沙

て

婚礼から見た江戸時代

塩脇 里美

「東洋史学専攻」

江戸と房総をつなぐ道—佐倉街道・元佐倉道を中心に—

土田 幸恵

張王事件にみる中国の伝統的支配体制 藤本 絵美

近世文章広告の特徴とその発達の原因について

小高 聖司

後期捻軍のあり方—太平天国軍合流後の捻軍の変容について—

『桑都日記』から見る八王子千人同心塩野適斎

鈴木 修

日中戦争期における蒙疆アヘンとその販売 池上 裕子

明治期における捕鯨業—日本遠洋漁業株式会社についての考

田中雄二郎

わが国ジャーナリズムの五・四運動認識 佐藤 圭

察—

田村 智史

現代中国の公教育における情操教育の研究—愛国心教育に代

近代天皇制国家と仏教—満州開拓移民と「現如上人」—

宮川 泰生

わる宗教情報教育の展望— 田村 智史

一九一〇年代における在東京朝鮮留學生の対日認識—『学之

光』の論説を中心に—

土木の變を事例に見る明帝国と北元帝国の抗争史 吉本 毅

健康とファシズム—利用されたラジオ体操と桃太郎さがし—

李 如叔

僧侶の生活規範と世俗との関係—明末武林理安寺志を中心

長谷川テルの思想と思想形成—亡命と「愛国心」の問題を中

長谷川 淳

毛沢東神格化の過程に見られるイメージ操作—人間毛沢東は

心に—

小林 暁生

いかにして神となったか— 石上 寿応

明清時代の妓女と男女のあり方

岡田 知子

『人民中国』から見る人民公社 松田 未来

『人民中国』から見る人民公社

山野下紗代

『人民中国』から見る人民公社

山野下紗代

『人民中国』から見る人民公社

山野下紗代

『人民中国』から見る人民公社

山野下紗代

古代中国における壺と瓢筆の表象

三木麻奈美

屈原と競舟

綿貫 響

他民族国家マレーシアにおけるインド人社会

安部 浩之

現代ベリダダンスの形成

下里 歩未

シルクロードからみる中国が抱える他民族問題研究―近現代

中村 籠蔵

の新疆ウイグル自治区に焦点を当てて―

中村 裕子

フィリピンの言語生活について

下田 裕子

陽明学と儒教改革―陽明学が儒教史に与えた思想史的意義の

中村 拓哉

考察―

伊藤 智晃

オスマン帝国の近代化とイスタンブルの都市形成

伊藤 智晃

苦境に立つサウジアラビア―湾岸危機後にわかに動揺し始め

上村 麻理

たイスラーム国家―

遠藤健太郎

マレコル・モタカツレミンとイラン立憲革命

小野 亮介

あるバシキール知識人が見た一九二〇年代初頭のトルキスタ

小野 亮介

ン像

小野 亮介

イズミル経済会議に関する歴史的考察

小野 亮介

カフカス戦争―第三イマーム・シャミールを中心とした指導

柿崎 規子

者に着目して―

田中 知樹

エドワード・ブラウンのイラン紀行

田中 知樹

トルコ革命とクルド人―なぜクルド人は自らの国家をもつこ

成田 智彦

とができなかつたのか―

成田 智彦

スーダン内戦の歴史的考察

深見のりこ

近現代のトルコにおける世俗主義とイスラーム復興

古橋真理子

ペルシア建築から見る都市景観―サファヴィー朝期イスファ

ハーンから― 松浦 哲志

初期イスラーム時代エジプトの社会変容―イスラーム化の視

点から― 梅宮 直也

カイロの都市形成―ファアティマ朝からオスマン朝にかけて

内田 陽平

イスラエルIIパレスチナにおける民族共生国家の模索―民族

モザイクのアイデンティティーから見る共生― 白田 智子

一九七〇年代のイスラーム復興運動の拡大 吉田麻衣子

イスラエル建国の背景―生活基盤の確立と大国依存の政策―

海老原由樹子

九世紀コルドバの殉教運動とモサラベ 佐藤 紘子

真理観の歴史的な変化について―ファアラビーを起点とし

て― 湯川 勇太

初期ムスリム同胞団における急進主義の伸張―同胞団の青年

層と指導部の確執を中心に― 福永 浩一

マリーン朝フェズにおけるユダヤ教徒―商業的影響力の拡大

から行政への介入― 隆旗 翔

Cantigas de Santa Mariaにみる中世イベリア半島のムスリム

観 戸井田みるて

〔西洋史学専攻〕

シーボルトが抱き続けた日本植物への愛とヨーロッパ園芸へ

の影響 石橋よし乃

一五—一六世紀フランス文化におけるイタリアルネサンスの

影響—特にシャンボール城を中心に— 小林 陽子

一二世紀ルネサンスにおけるスペインのユダヤ人 清水 一幸

古代ギリシア人の富への態度—特にアリストファネスの喜劇

において— 千葉真理子

フランス統領政府と教皇庁のコンコルダ 花塚 俊介

シクストゥス五世のレスタウロ・ウルビス 原田亜希子

一六世紀ヴェネツィア、都市のイメージの変遷—アルヴィー

ゼ・コルナローのユートピアの位置づけ— 和光 佳子

イングランド王権とグレゴリウス改革理念 中村 友祐

中世イングランドにおける大学の発展とその独自性

那須川紗希

中世イングランドのトーナメントと王権 明智 絢子

イングランドの魔女狩りと魔術観—人々を迫害へと駆り立て

たもの— 関口 貴洋

文字の発明と印刷技術の発明について 岡本 史明

ヘンリー八世治世期の宗教改革とそのインパクトについて

末次 恵

イングランドにおける決闘と「文明化の過程」 小澤ほづき

帝国主義を背景とした地主身分の衰退 田川 瑛理

ヴィクトリア時代中流階級の結婚観—エリザベス・ギヤスケ

ルの生涯と作品を通して— 木村めぐみ

一九世紀イギリスにおけるヴィクトリア女王と「視覚支配」

—共同体のシンボルとしての君主— 七里 暁直

イギリスにおける旅行の大衆化とその背景 佐々木 恵

第一次世界大戦にみられるイギリス海軍の衰退 加藤 雅樹

若きマルクスにおける労働概念—労働権の思想的意義—

戸野 俊介

歴史における個人—ヘーゲルとプレハーノフの歴史哲学—

今田さおり

ヒトラーの台頭とその思想的系譜

青木 良華

ナチスの人種主義とユダヤ人絶滅政策

皿井 遥子

ナチス支配下の民衆とプロパガンダ—映画の役割を中心に—

小谷 美希

ドイツの戦争責任と過去の克服

與沢 清香

ウォーラスティン『世界システム論』の意義と限界

篠原 萌子

多民族国家オーストリアの指導者—皇帝ヨーゼフと宰相メツ

テルニツヒ— 阿部 知之

南北戦争と“nation”の創造 岩城瑛利子

ヘンリー・フォードの反ユダヤ・キャンペーンを通して見る

アメリカにおける反ユダヤ主義 久保庭萌子

民主主義とは何なのか—手続きの原理と正義への信念—

平本 幸代

【民族学考古学専攻】

接合資料再分類を通じた旧石器資料の検討 岡村 彩子

縄文時代後期前葉土器編年研究の現状と課題—関東地方を中

心とした堀之内1式期周辺の研究史の整理― 千葉 毅

東日本の弥生土器に描かれる記号文―栗林式系土器の分布圏

を中心として― 下島 綾美

多摩川・相模川流域における古墳時代中期の集落遺跡立地に

ついて 磯輪のぞみ

江戸時代におけるイタヤ貝製貝杓子 高須美和子

江戸時代の酒罎器「ちろり」の具体的実像とその使用風景の

研究 森谷 昌

人類と利き手―江戸時代人女性における右手優位性―

塩野 智子

石巻山にかかる宗教と太陽信仰―東三河地方の石巻山と神社

仏閣の位置関係の考察― 竹内 誠治

三田キャンパス移転後の建物の変遷 水野 佑美

漁村から見た房総半島中部沿岸地域の変遷 伴野 隆馬

生活史からみた里山の竹林管理における市民ボランティア評

価―小机城址市民の森を事例に― 山田 康生

「アグー」の創出と利用―琉球在来豚形成の歴史人類学的考

察― 大川 優香

マーシャル諸島マジユロ環礁のピット耕地をめぐる「荒廃」

の歴史 甲斐 祐介

Chibaya 集団によるラクダ科動物飼養―Tivanaku 集団との

関わりから― 増渕 豊